

平成28年度以降大学・専門学校等卒業または退学後 奨学金を返済している方へ

『出雲崎町奨学金返還支援事業助成金制度』について（お知らせ）

平成29年4月より若者の定住促進を図るため、奨学金の貸与を受け大学・専門学校等に就学し、卒業または退学後に当町に定住し、就職した方の奨学金の返還を支援しています。

★助成内容

最大 100 万円(20 万円×5 年間)

★助成金額 申請年度に返還した利息を含む奨学金の額、上限20万円

★助成期間 最長 5 年間

★対象者 次の要件をすべて満たす方

- ① 出雲崎町に住所を有する方
- ② 平成28年度から令和7年度までの間に大学等を卒業または退学した方
- ③ 大学等を卒業または退学した年度の末日から5年以内に地元就職した方
- ④ 奨学金の返還に滞納がない方
- ⑤ 町税その他町の収入金に滞納がない方
- ⑥ 国家公務員又は地方公務員の常勤職員として雇用されていない方

※大学等とは、学校教育法に規定する大学（大学院及び短期大学を含む）、専修学校又は各種学校

※地元とは、町内又は通勤可能な市町村

※就職とは、法人、団体若しくは個人事業者に雇用（被用者保険に加入している方に限る。）され、又は
自営若しくは家業に就労すること。

※令和4年3月に卒業または退学し、就職した方は翌年度の申請となります。

※年度途中で転入し、就職した方は翌年度の申請になります。

★対象となる奨学金 （※返済期間が10年以上ある奨学金が対象です。）

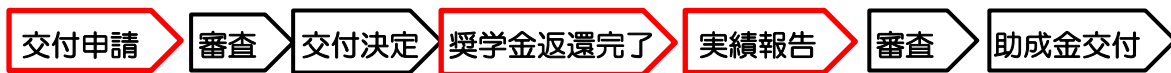
- ①独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第1種・第2種）
- ②出雲崎町奨学金
- ③その他町長が認める奨学金

※繰上げ償還した奨学金分は助成対象となりません。

★対象となるケース（参考例）

・令和4年3月に卒業し、4月から町に居住し、就職した方											
令和4年度				令和5年度				令和6年度			
★住民登録（R4.4）											
★就 職（R4.4）											
★奨学金返還開始（R4.10.から）											
★助成対象（R5.4 から 5 年間）											
★交付申請（R5 中）						★交付申請（R6 中）					
実績報告（R6.3）★						実績報告（R7.3.）★					

★助成金の申請から交付までの流れ



★申請書類

- 1) 奨学金返還支援事業助成金交付（再交付）申請書（様式第1号）
- 2) 運転免許証等本人確認書類の写し
- 3) 卒業または退学したことが確認できる書類の写し
- 4) 奨学金の貸与機関が発行する貸与が確認できるもの
- 5) 申請年度に返還すべき奨学金の返還金額が確認できるもの
- 6) 奨学金の借入残額が確認できるもの
- 7) 勤務先が確認できる健康保険被保険者証又はこれに類する書類の写し（**自営又は家業に就労している場合は自営等が確認できるもの**）

★申請方法

下記の申請先へ郵送または持参して下さい。

交付申請書は、出雲崎町ホームページからダウンロードすることもできます。

★申請先・お問い合わせ先

出雲崎町教育委員会 教育課 学校教育係

〒949-4342 新潟県三島郡出雲崎町米田 281 番地1

電話：0258-78-2250 fax 0258-78-4559